

令和 7 年度

土地改良技術事務所
車庫新築工事施工監理業務

現 場 說 明 書

東北農政局土地改良技術事務所

1. 一般事項

(1) 契約の保証について

契約の保証については、別紙1のとおりである。

(2) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ① 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
- ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- ③ 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(3) 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

2. 特記仕様書の読み替え

特記仕様書について、別紙2のとおり読み替えるものとする。

3. 共通仕様書の読み替え

国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「建築工事監理業務委託共通仕様書（令和6年改定）（以下「共通仕様書」という。）については、別紙3のとおり読み替えるものとする。

4. 積算基準、作業歩掛の適用について

- (1) 本業務の予定価格の積算は、国土交通省大臣官房営繕部制定「官庁施設の設計業務等積算基準（令和6年改定）」、「官庁施設の設計業務等積算要領（令和6年改定）」（以下「要領」という。）及び「官庁施設の設計業務等積算基準等の運用について（令和6年3月26日付け国営整第211号大臣官房官庁営繕部整備課長通知）」を参考とした見積を適用している。
- (2) 新築工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定に用いた床面積及び要領別表1-1の適用は、以下を参考とした見積を適用している。

床面積：240m²

要領別表1-1建築物の類型の欄：第一号

- 〃 建築物の用途の欄：第1類
- 〃 適用規模の欄： $100 \text{ m}^2 \leq S \leq 100,000 \text{ m}^2$
- 〃 一般業務に係る業務人・時間数の算定に係る係数の欄：工事監理、総合、構造、設備

- (3) 新築工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定に用いた難易度係数による補正は、要領に規定する告示8号別添三第3項及び第4項の「木造の建築物」を参考とした見積を適用している。

(4) 追加業務の「完成図の確認」は、要領の算式を参考とした見積を適用している。

(5) 諸経費率等は、以下とおりとしている。

諸経費率：見積を参考に1.1としている。

技術経費等経費率：見積を参考に0.15としている。

特別経費：計上していない。

(6) 労務単価

労務単価は、令和7年度公表の最新単価（技師C）を適用している。

(7) 直接人件費

見積を参考に27,47人・日を計上している。

5. 情報公開

特記仕様書II業務仕様1工事監理業務の内容(1)一般業務の内容(a)工事監理に関する業務⑥に規定する業務報告書等は、農林水産省が保有する行政文書として「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、情報公開の対象である。

このため、報告書に個人情報等の不開示情報を含む場合は、監督職員との協議により黒塗りにすることができる。

6. 情報共有システムの活用

本業務では、受注者が希望する場合、監督職員と協議の上、情報共有システムの活用を行うことができる。

7. 契約変更

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 特記仕様書II業務仕様1.工事監理業務の内容に変更が生じた場合。

(2) 履行期間の変更が生じた場合。

(3) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。

(4) 対象となる工事が、入札の不調・不落等で発注が遅れた場合

(5) 対象となる工事の発注が遅れ、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定による許可が必要となった場合における許可申請書の作成

(6) 対象となる工事に設計変更が生じた場合における図面の修正及び積算を監督職員が指示した場合。なお、積算はRIBC2((一財)建築コスト管理システム研究所)形式によるものとし、データは監督職員が貸与する。

(7) その他

8. 参考図

本業務の対象となる工事の実施場所、敷地、建物の平面及び立面を別添に参考図として示す。

別紙1

契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類の提出に代えて、業務完了保証人を付することができる。
- ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書
- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行 仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局土地改良技術事務所歳入歳出外現金出納官吏（官職・氏名）…注1」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。
- イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書
- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官（官職・氏名）…注2」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書
- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行なう組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「契約担当官等（官職・氏名）…注3」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとすること。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する

場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「契約担当官等（官職・氏名）…注3」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「契約担当官等（官職・氏名）…注3」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報

を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

注1：東北農政局土地改良技術事務所歳入歳出外現金出納官吏
庶務課長 岩石 利行

注2：政府保管有価証券取扱主任官
東北農政局総務部会計課 課長補佐（主計） 佐藤 淳一

注3：分任支出負担行為担当官
東北農政局土地改良技術事務所長 中村 出

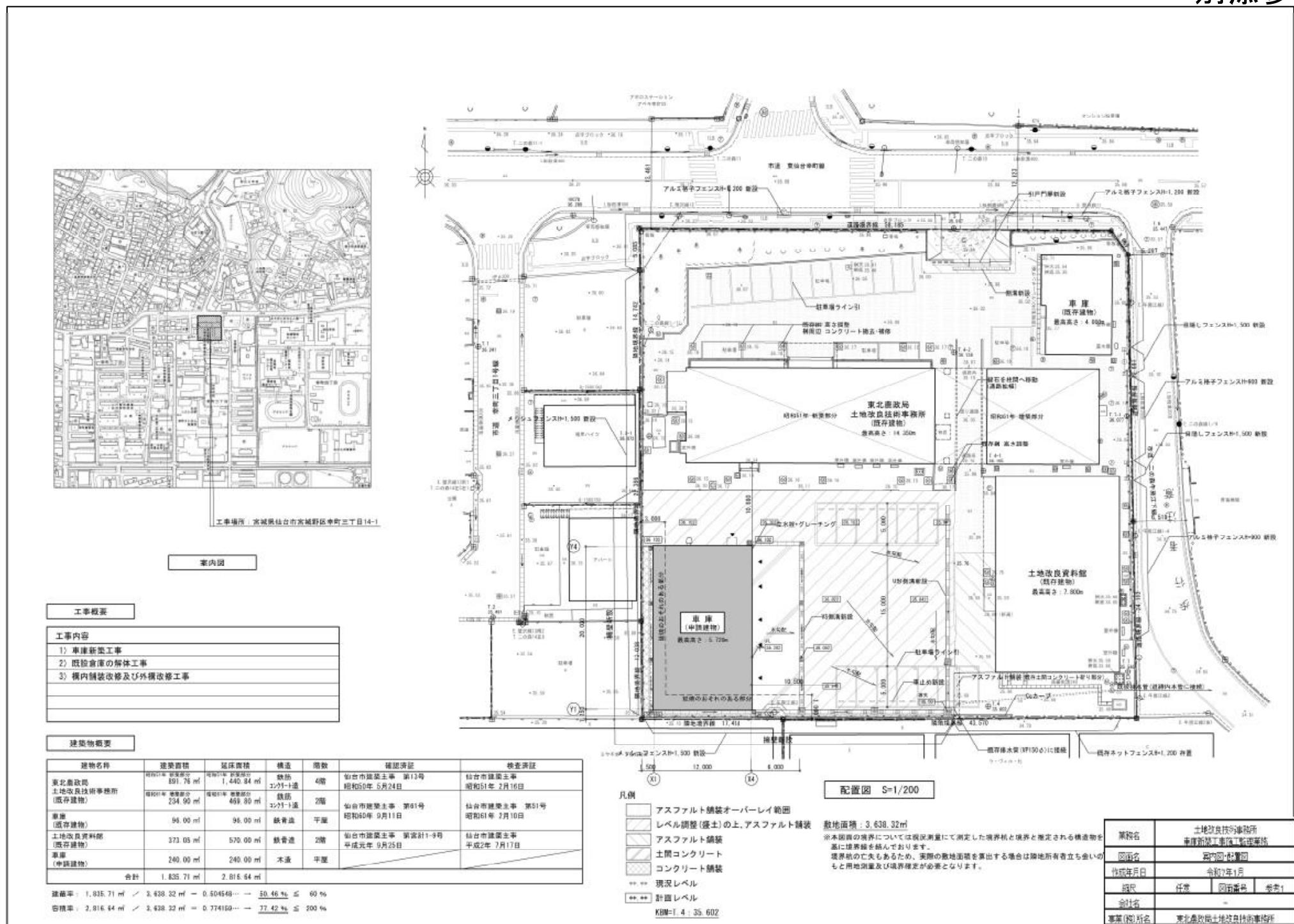
土地改良技術事務所車庫新築工事施工監理業務特記仕様書の読み替え等

大項目	中項目	番号	原文	読み替え
共通		(3)	調査職員	監督職員
			総括調査員	総括監督員
			主任調査員	主任監督員
			調査員	監督員
II 業務仕様	2. 業務の実施	(3)	業務計画書には、次の内容を記載する。 なお、総合評価落札方式による手続きを経て業務を受注した場合は、競争参加資格確認申請書に記述した提案について、原則として業務計画書に記載しなければならない。また、別添「様式6-4 管理技術者経歴書」及び「様式6-5 管理技術者・主任担当技術者」について、競争参加資格確認申請書（様式2及び様式3-1～5）に記載があり、その内容に変更がなければ同じものを提出できる。	業務計画書には、次の内容を記載する。 なお、総合評価落札方式による手続きを経て業務を受注した場合は、競争参加資格確認申請書に記述した提案について、原則として業務計画書に記載しなければならない。【また以降削る（業務請負契約書第10条第1項による）】
			(C) 業務体制 ③ 管理技術者等の経歴 別添「様式6-4 管理技術者経歴書」「様式6-5 管理技術者・主任担当技術者」及び、担当技術者を配置する場合は「様式6-6 担当技術者」に必要事項を記載する。	(C) 業務体制 【③を削る】
			(11) (a) 業務完了届については、別添「様式7 業務完了届」に必要事項を記載する。	(a) 業務完了届については、業務請負契約書第32条第1項による。

建築工事監理業務委託共通仕様書の読み替え

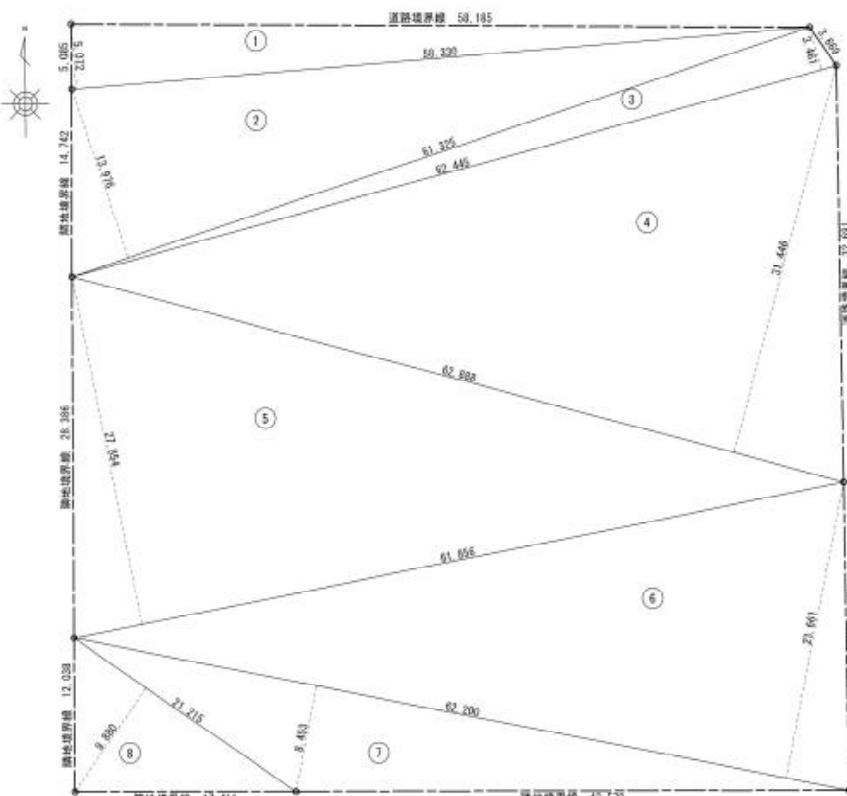
大項目	中項目	番号	原文	読み替え
第1章 総則	1.2 用語の定義	1.	「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第8条の規定に基づき、発注者が定める者であり、 <u>総括調査員</u> 、 <u>主任調査員</u> 、 <u>調査員</u> を総称している。	「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、発注者が定める者であり、 <u>総括監督員</u> 、 <u>主任監督員</u> 、 <u>監督員</u> を総称している。以下、本共通仕様書において同じ。
		2.	「検査職員」とは、工事監理業務の完了の確認及び部分払の請求に係る出来形部分の確認を行う者で、契約書第26条の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。	「検査職員」とは、工事監理業務の完了の確認及び部分払の請求に係る出来形部分の確認を行う者で、契約書第32条第2項の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。
		3.	「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第9条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。	「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
		5.	「監督職員」とは、対象工事の工事請負契約の適正な履行を確保するための必要な監督を行う者であり、 <u>総括監督員</u> 、 <u>主任監督員</u> 、 <u>監督員</u> を総称している。	「対象工事の監督職員」とは、対象工事の工事請負契約の適正な履行を確保するための必要な監督を行う者であり、 <u>総括監督員</u> 、 <u>主任監督員</u> 、 <u>監督員</u> を総称している。
		8.	「契約書」とは、「建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国官地第3-2号)別冊工事監理業務委託契約書をいう。	「契約書」とは、「建設工事に係る設計等業務の請負契約書について」(平成8年2月23日付け8経第263号農林水産事務次官通達)の別紙請負契約書をいう。
		16.	「業務報告書」とは、契約書第11条に定める履行の報告に係る報告書をいう。	「業務報告書」とは、契約書第15条に定める履行の報告に係る報告書をいう。
第3章 業務の実施	3.5 守秘義務		受注者は、契約書第6条の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。	受注者は、契約書第1条第5項の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
	3.6 再委託	1.	契約書第7条第1項に定める「指定した部分」とは、工事監理業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受注者は、これを再委託してはならない。	契約書第7条第1項に定める「 <u>主たる部分</u> 」とは、工事監理業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受注者は、これを再委託してはならない。
		2.	コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務は、 <u>契約書第7条第2項に定める「軽微な部分」</u> に該当するものとし、受注者が、この部分を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。	コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務は、 <u>契約書第7条第2項に定める「軽微な部分」</u> に該当するものとし、受注者が、この部分を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
		4.	受注者は、工事監理業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が国土交通省又は地方整備局等の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。	受注者は、工事監理業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が農林水産省地方農政局の測量・建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
	3.7 調査職員 (第1章1-1の1で読み替えを行った「監督職員」)	1.	発注者は、契約書第8条の規定に基づき、調査職員を定め、受注者に通知するものとする。	発注者は、契約書第9条の規定に基づき、監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
		3.	調査職員の権限は、契約書第8条第2項に定める事項とする。	監督職員の権限は、契約書第9条第2項に定める事項とする。
	3.8 管理技術者	1.	受注者は、契約書第9条の規定に基づき、管理技術者を定め発注者に通知しなければならない。なお、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。	受注者は、契約書第10条の規定に基づき、管理技術者を定め発注者に通知しなければならない。なお、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
	3.9 対象工事の監督職員及び工事の受注者等		発注者は、対象工事の監督職員及び工事の受注者等を受注者に通知するものとする。	発注者は、対象工事の監督職員及び工事の受注者等を受注者に通知するものとする。
	3.15 条件変更等	1.	受注者は、工事監理仕様書に明示されていない履行条件について契約書第14条第1項第5号に定める「予期することのできない特別な状態」が生じたと判断し、発注者と協議して当該規定に適合すると認められた場合は、契約書第14条第1項の規定により、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。	受注者は、工事監理仕様書に明示されていない履行条件について契約書第18条第1項第5号に定める「予期することのできない特別な状態」が生じたと判断し、発注者と協議して当該規定に適合すると認められた場合は、契約書第18条第1項の規定により、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。
		2.	調査職員が、受注者に対して契約書第14条に定める工事監理仕様書の訂正又は変更を行う場合、契約書第15条及び第17条に規定する工事監理仕様書又は業務に関する指示の変更を行う場合は、書面によるものとする。	監督職員が、受注者に対して契約書第18条に定める工事監理仕様書の訂正又は変更を行う場合、契約書第19条及び第21条に規定する工事監理仕様書又は業務に関する指示の変更を行う場合は、書面によるものとする。

大項目	中項目	番号	原文	読み替え
	3.16 一時中止	1.	発注者は、次の各号に該当する場合は、契約書第16条第1項の規定により、工事監理業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。	発注者は、次の各号に該当する場合は、契約書第20条第1項の規定により、工事監理業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。
	3.17 履行期間の変更	1.	受注者は、契約書第19条の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、業務工程計画を修正した業務計画書、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。	受注者は、契約書第23条第1項の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、業務工程計画を修正した業務計画書、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
		2.	受注者は、契約書第14条、第19条及び第20条の規定に基づき、履行期間を変更した場合は、速やかに業務工程計画を修正した業務計画書を提出しなければならない。	受注者は、契約書第18条第5項、第19条、第21条第2項、第23条第2項及び第24条第1項の規定に基づき、履行期間を変更した場合は、速やかに業務工程計画を修正した業務計画書を提出しなければならない。
	3.18 債務不履行に係る履行責任	4.	検査職員が指示した期間内に債務不履行に対する履行が完了しなかった場合は、発注者は、契約書第26条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。	検査職員が指示した期間内に債務不履行に対する履行が完了しなかった場合は、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。
	3.19 検査	1.	受注者は、契約書第26条第1項の規定に基づいて、発注者に対して、業務完了届の提出をもって業務の完了を通知する。	受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づいて、発注者に対して、業務完了届の提出をもって業務の完了を通知する。
		4.	受注者は、契約書第28条の規定に基づく部分払の請求に係る出来形部分の確認の検査を受ける場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について調査職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次の(1)及び(2)の要件を満たすものとする。	受注者は、契約書第38条第3項の規定に基づく部分払の請求に係る出来形部分の確認の検査を受ける場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について調査職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次の(1)及び(2)の要件を満たすものとする。



外部仕上表		外構工事	外構工事				
屋根	カラーガルバリウム鋼板t=0.8 折板屋根(ハゼ詰め) 山高H=160 不燃ガラス繊維シートt=5.0 基礎 雪止め金具: 墓船メッシュ鋼板t=2.381,000, 雪止め: L=40×40×3		部位	性 種	仕 様	認定番号	
外壁	カラーガルバリウム鋼板t=0.35 断熱複合パネルt=15構造+通気調節t=15×45×500以内+透湿防水シート 間柱t=45以内: 石膏ボード下地t=12.5 水切: カラーガルバリウム鋼板 t=0.35曲げ加工		外壁(耐力壁)	45分準耐火	屋外側: 金属系サイディングt=15.0 横張り金具留め 透気調節t=15×45×500 屋内側: 透湿防水シート 石膏ボード下地t=12.5	0F45BE-9227	
市木	コンクリート打放補修 立上(GL+62) 伸縮目地t=5 02.500以内		間柱切替(耐力壁)	45分準耐火	強化石膏ボードt=12.5 基礎	0F045BP-9071	
築替 草構	耕播: 塩ビ製(既製品) #150 整地: 塩ビ製 VP100 δ(摺み全物・ステンレス製 #1.200程度) 基礎性		柱	45分準耐火	強化石膏ボードt=12.5 基礎	0F045CN-9033	
笠木	アルミ笠木(既製品)		梁	45分準耐火	天井: 石膏ボードt=12.5 二重貼 天井裏: 高性能ガラスウールt=100(24K) 敷込	国土交通省告示 第195号	
防震・断熱	天井裏: 高性能ガラスウールt=100(24K) 敷込 土間に: ポリエチレンフィルムt=0.15		屋根	30分準耐火	カラーガルバリウム鋼板t=0.8 折板屋根(ハゼ詰め) 山高H=160 不燃ガラス繊維シートt=5.0 基礎	FP030RF-9325	
防蟻・防腐	GLより1mの木構造部分は防蟻・防蟻処理材塗布						
庇	アルミ製(既製品)						
タラップ	ステンレス製(既製品) 青かご付き						

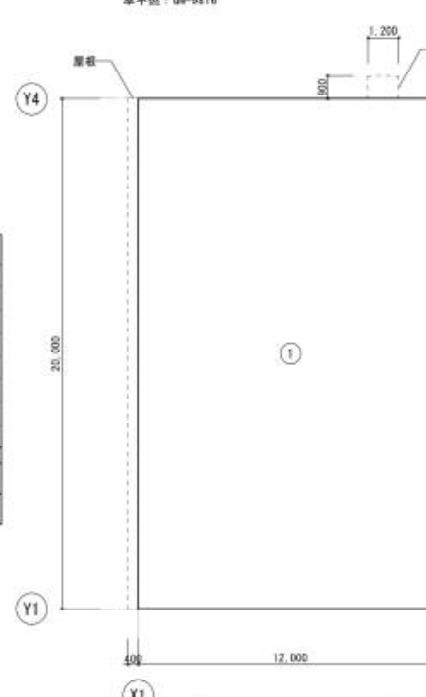
室名	床	巾木 (W)	壁	天井	備考
車庫	コンクリート舗装 墓地仕上	コンクリート打放補修	強化石膏ボードt=15.0+ケイカル板t=5.0 墓地仕上	石膏ボードt=12.5 二重貼 墓地仕上 (天井裏: 高性能ガラスウールt=100(24K) 敷込)	埴ビ 3,700 基止め、ガードパイプ、パレットラック



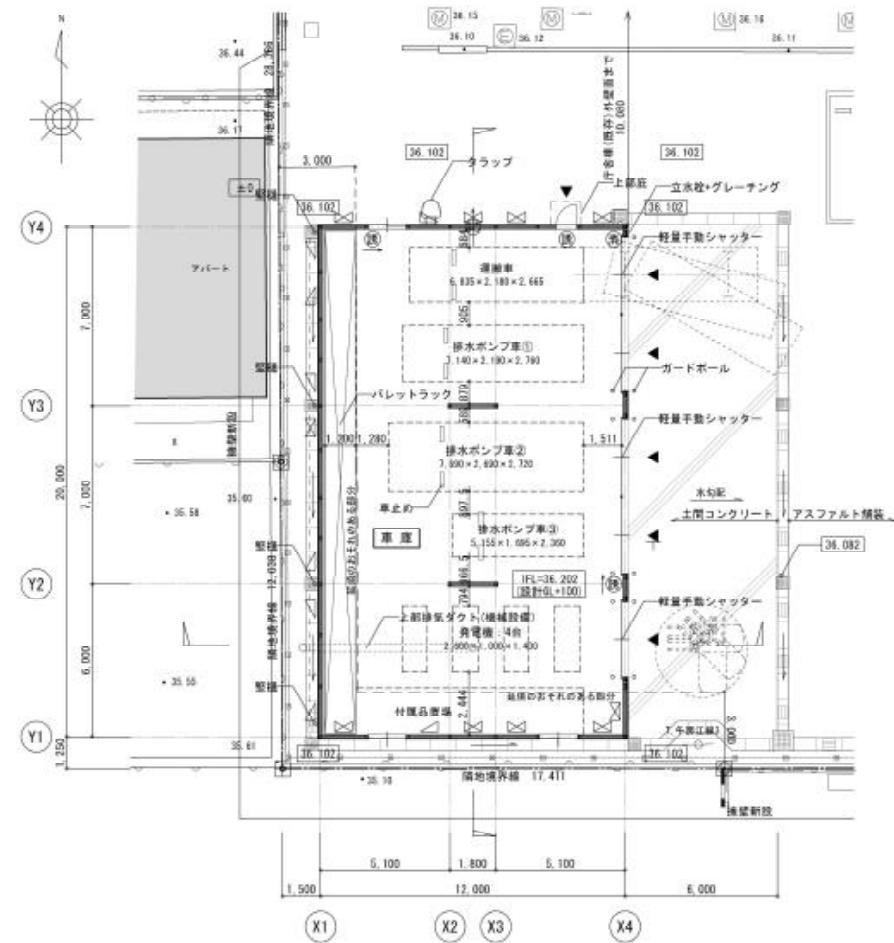
記号	底面長さ (m) × 高さ (m) × 1/2	面積 (m ²)
①	50.330 × 5.072 × 1/2	147.924880
②	61.325 × 13.976 × 1/2	428.530100
③	62.445 × 3.461 × 1/2	109.061022
④	62.888 × 31.446 × 1/2	983.746024
⑤	61.056 × 27.054 × 1/2	861.466512
⑥	62.200 × 23.661 × 1/2	735.857100
⑦	62.200 × 8.453 × 1/2	262.888320
⑧	21.215 × 9.080 × 1/2	104.802100
合 计 (m ²)		3,638.329088
敷地面積 (m ²)		3,638.32 m ²

本図面の境界については現地測量にて測定した境界杭と
境界と推定される構造物を基に境界線を示しております。
境界杭が亡失もあるため、実際の敷地面積を算出する場合
は開発所有者立ち会いのもと用地測量及び境界確定が必要
となります。

敷地求積図 S=1/200



業務名	土地改良技術事務所 東豊新築工事監修工監修路
図面名	敷地求積図・建物求積図・上表
作成年月	令和3年1月
縮尺	1/200
会社名	-
監理(原)手名	東化農政課土地改良技術事務所

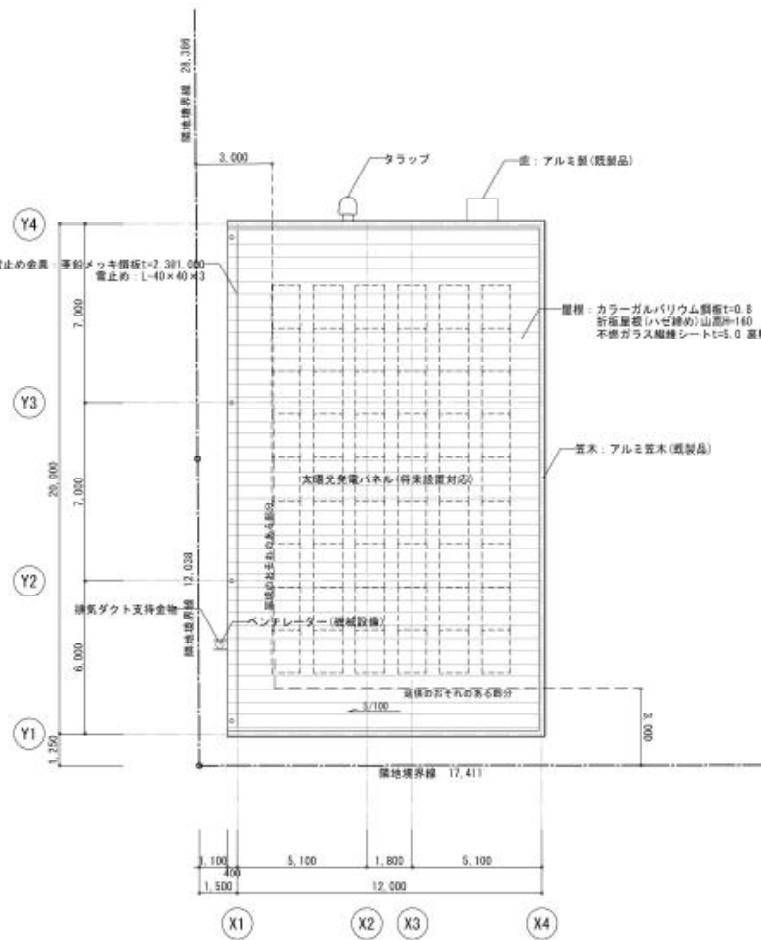


平面图 S=1/100

凡例

KRM=T 4 : 35 602

- 消 一粉末消火器NED10型(収納ボックス、表示板共)
- 誤 一誤導標識 ○ 通路誤導標識
- ←○ 一左迂回(機械設備工事)
- △ 一曲進

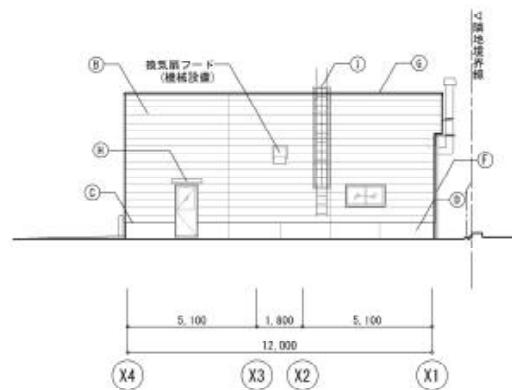


屋根伏図 S=1/100

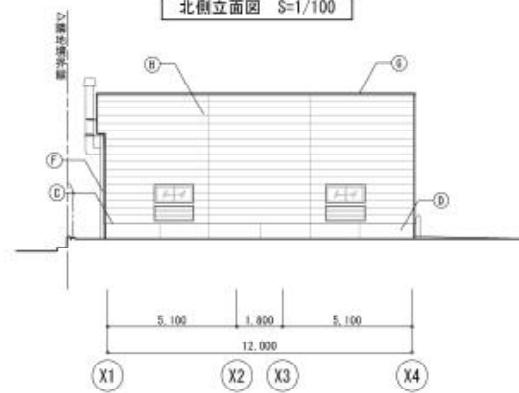
特記事項

構造計算については下記の荷重を見込むものとする
・パネル : 20.6kg × 54枚 = 1,128.6kg
・梁台 : 一式 700kg

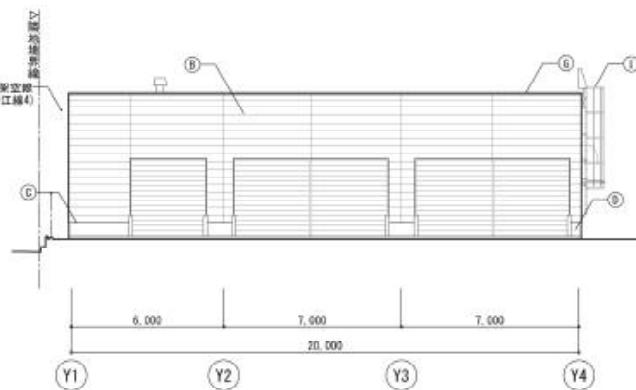
兼務名	土地改良技術事務所 車庫折舊工務課工務課長		
圖面名	車庫、平頂圖、屋頂瓦圖		
作成年月日	令和7年1月		
縮尺	仟毫	圖面番号	委考3
会社名	-		
事業(取引)所名	寒北農政局土地改良技術事務所		



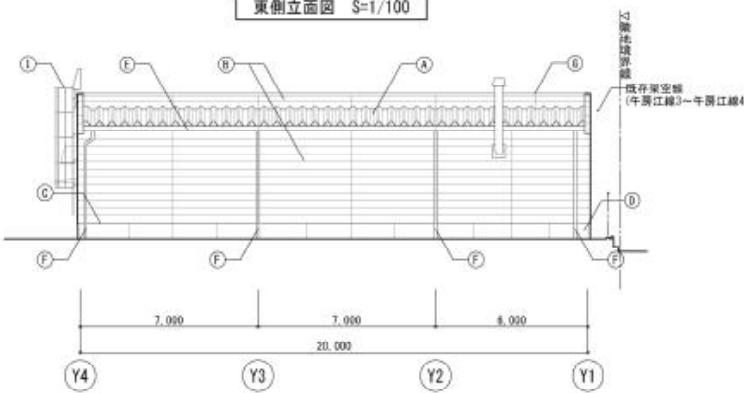
北側立面図 S=1/100



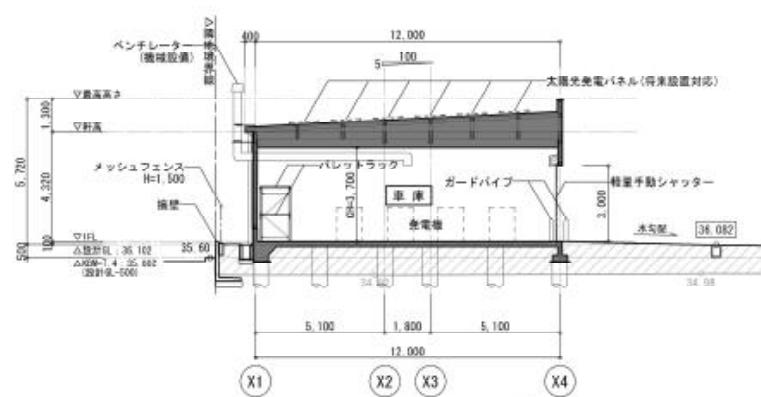
南側立面図 S=1/100



東側立面図 S=1/100



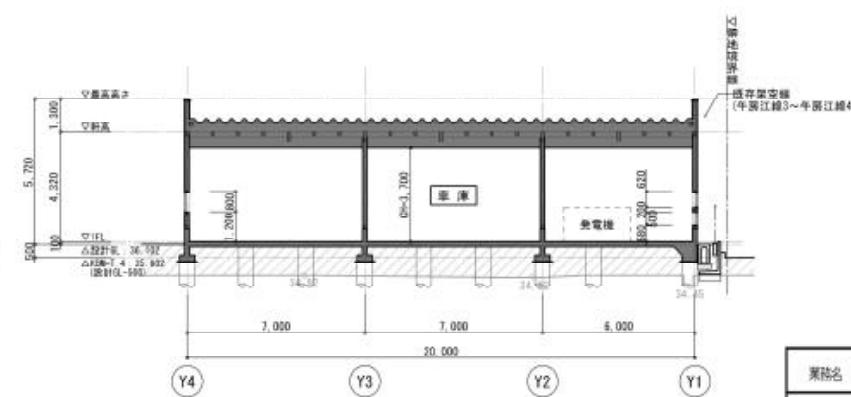
西側立面図 S=1/100



断面図 S=1/100

凡例
 ** ** 現況レベル
 *** *** 盛土部分
 ** ** 計画レベル

特記事項
 太陽光発電パネルは将来的に設置できるよう
 前壁横斜に見込みものとする
 (今回工事では設置しないものとする)



断面図 S=1/100

施設名	東北農政技術事務所 制御制工事施工監査課	
団体名	東北農政技術事務所	
作成年月日	令和7年1月	
縮尺	1:50	団体名
会社名	東北農政技術事務所	会社名
事業(会社名)	東北農政技術事務所	